保健体育科における集団行動の位置づけとあり方

一戦後の論説にみる集団行動の必要・不要論の位相と論理一

田端 真弓

Examination of the Need and Critique of "Group Action and Behavior" (*Shudan Kodo*) in Physical Education Lessons in Postwar Japan

TABATA, Mayumi

大分大学教育福祉科学部研究紀要 第 37 **巻第** 2 **号** 2015 **年** 10 **月** 別刷

Reprinted From
THE RESEARCH BULLETIN OF THE FACULTY OF
EDUCATION AND WELFARE SCIENCE,
OITA UNIVERSITY
Vol. 37, No. 2, October 2015
OITA, JAPAN

保健体育科における集団行動の位置づけとあり方

一戦後の論説にみる集団行動の必要・不要論の位相と論理―

田端真弓*

【要 旨】 体育・保健体育科における「集団行動」は、戦前を起点とすることが指摘され、これまでにも体育授業で取り扱うことは妥当でないと批判されてきた。しかし、現行の学習指導要領にもその行動様式が含まれ、それらを補完するように文部科学省の手引きが発行されている。また、運動の特性を踏まえることなく行動様式を美化した授業展開が提案されることもある。本稿では戦後の体育関係者によって展開された「集団行動」をめぐる議論について明らかにし、「集団行動」が指導の対象とされる理由を検討する。これを受けて体育授業のあり方へと収斂した。内容は以下のように集約される。

「集団行動」の導入にはアメリカ進駐軍の指導とそれによる文部省の通達,教師たちの混乱,児童生徒のモラルのなさが関わっていた。当時の体育教師たちは戦前の教育の影響とそれによる戦後の衝撃から新しい指導法を生み出すことよりも,戦前の秩序運動や教練をモデルとする「集団行動」の指導に回帰することを要望した。これらは能率,安全,秩序など一定の論理により成り立っていた。一方で,歴史的反省,体育授業の本質,教師の快感や美意識に着目し,「集団行動」を批判,危惧する声もあった。これまでにこのような議論を経てきたが,学習指導要領とそれを補完する手引きによる指導の構造は現存している。体育授業は現在,「指導と評価の一体化」の域に到達している。それをめざした体育授業を展開させようとするならば,「集団行動」に費やす時間はないと考えられる。

【キーワード】 体育授業 指導と評価の一体化 秩序運動 教練

I 問題の所在

わが国における体育授業は、「体術」のち「体操」という名称において明治初期に開始され、時代とともにその名称を変えながら今日まで学校教育の一端を担ってきた。しかし、現在の「保健体育」および「体育」は、戦前の体育とは考え方が根本的に異なっている(前川、1973、pp.16-17)

平成 27 年 5 月 29 日受理

^{*}たばた・まゆみ 大分大学教育福祉科学部芸術・保健体育教育講座(体育科教育・体育史)

226 田端

とされているように、敗戦によってもたらされた軍国主義から民主主義への転換を理由に、戦前の体育を刷新したものとしての位置づけが与えられてきたのである。山本は、今日、体育・スポーツ界において傍観し得ない問題となった体罰・暴力について触れる際に、「国民学校時代にさせられた教練的内容」で構成された集団行動を、体育・スポーツにおける「制度的暴力」としている(山本徳郎、2013、pp.26-27)。先に述べておくが、現在の学校体育における「集団行動」とは、周知のように戦前の秩序運動であり、教練であったとする見解が存在している(山本芳幹、1983)。教練および秩序運動の教練的な取り扱いは、戦後、武道とともに、軍事的色彩の払拭のために体育授業における指導を禁じられたという経験がある(前川、1973、pp.33-35)。もし、こうした施策が貫徹されたのであれば、教練的ともいえる「集団行動」は戦後の体育授業に存在する余地はなかったはずである。

現行の小学校、中学校そして高等学校学習指導要領(以下指導要領と略す)の「体育」ある いは「保健体育」においては「集団としての行動」という表現で「集合」「整頓」「列の増減」 「方向変換」などを取り扱うこととなっている(文部科学省, 2008a; 文部科学省, 2008b; 文 部科学省、2009)。「集団としての行動」が「集団行動」であることは言うまでもなく、その解 説が説明しているとおりである。指導要領では小学校に限って「『A 体つくり運動』をはじめ として」という文言がみられるが、発達段階を問わずすべての領域で上に述べたような行動様 式を適切に扱うようになっている。指導要領を根拠とした体育授業に対する拡大解釈は、「集団 行動」を、「トレーニング」を要する「スポーツ」のひとつととらえ、「体つくり運動」のみな らず「表現運動」にまで関連づけて、訓練による行動様式の完成と発表を「表現運動」の「表 現」ととらえて指導することが提案されている(東京都八王子市弐分方小学校編,2014)。体育 における「ダンス」や「表現運動」は主として三つに分類される。そのうち「表現・創作ダン ス」「リズムダンス・現代的なリズムダンス」はそれぞれ、「表したいイメージや思いを、工夫 した動きで自由に踊り表現する」という特性,「ロックやヒップホップなどの現代的なリズム」 に合わせて踊ることを楽しむという特性(高橋ほか編, 2012, pp.179-180)を持った運動である。 これらを考えれば「集団行動」の内容を「表現運動」で扱うことは、明らかに「表現運動」で 求められている内容とその趣旨を逸脱するものになると言わざるをえない。

また、平成5年には、『体育(保健体育)における集団行動指導の手引(改訂版)』(以下『手引(改訂版)』とする)が出されている。このような実技資料の発行は、教師の指導の一助をなすという趣旨を持つことはもちろんであるが、とりわけ集団行動については、発行当時にして、全国的な統一様式を確立させる意味を持っており、全国各地での画一的指導にそのベクトルが向けられていた。発行から 20 年経過すれば、一見、目新しい資料とはいえないが、平成 25 年6月に第 10 刷が発行されている。すなわち、20 年で 10 回も印刷されていること、そして、それが現行の指導要領の公布後の平成 25 年というきわめて直近の事実であるということから、この資料が現在でも増刷され続け、それに対する一定の需要があるものと解釈すべきであろう。この『手引(改訂版)』は、昭和 40 年の『体育(保健体育)科における集団行動指導の手びき』(以下『手びき』とする)を底本とし、同 62 年に『体育(保健体育)科における集団行動指導の手引』(以下『手引』とする)と改められ、さらに『手引』は平成 5 年に改訂されたという歩みがある。これらについて歴史的な観点を踏まえて検討した武田は、『手びき』における行

動様式と大正2年の学校体操教授要目における教練の内容が類似したものであったことを指摘し、さらに昭和40年から平成5年まで手引の趣旨、目的、文言がほとんど改められておらず、「集団行動」は「一貫した強い論理」に支えられてきたとした。しかし、現代の体育が個に応じた動作の習得をねらうのであれば「集団行動」は「無用の長物」となると述べている(武田、2009)。

また、『手引(改訂版)』は「集団行動」の必要性のひとつとして緊急事態時の安全性をあげている。つまり、これは体育授業中の安全に限定したものではなく、学校生活の安全性との関連から「集団行動」を意義づけようとしたものである。これに対して、岸本は東日本大震災における岩手県や宮城県の特定の学校の避難行動とその結果から、「防災教育は教科ないし教科の総体の枠を超えた地域と連携する学校教育活動である」とした上で、体育に「軍隊のような全国的な統一は不要」、「体育における集団行動の指導と防災教育としての避難行動とは直接の関係はない」と述べている。そして、非常時に際しても「命令一服従の集団行動ではなく」、自主的に行動できる子どもを育てることこそが必要であるという(岸本、2012)。

沢田は、「集団行動」という用語と教科としての「集団行動」における機能的・構造的役割を検討し、用語そのものの曖昧性を指摘するとともに、「集団行動」が体育授業の能率に効果を与えることはなく、むしろ形式の学習によって学習課題への興味が減退することもあるとした。「画一的行動様式の学習は体育に課せられている内容とはとらえられない」と述べて、当時の教育が抱えていた諸問題を「強制」、「管理」という発想によって対処しようとする点から「児童生徒の教師による『学校化』」と「集団行動」に対して厳しい見方を示した(沢田 a, 1987)。これに応じるように立木の体育嫌いに関する調査は「教師の指導の仕方がいやであった理由」のひとつに「隊列や行進の練習が多過ぎた」をあげ(立木、1997)、沢田もまた「運動会直前になると集団行動の練習で教師が人格が変わったようにヒステリックに怒鳴り散らしたり、競争させて集団行動を学習したりした結果、集団行動の学習がいやで体育が嫌いになったり学校に行くのが嫌になったりした」という声をあげている(沢田 b, 1987)。さらに校種があがるにつれて教師の集団行動に対する関心は高く、教師たちは児童生徒が学習を嫌がっていることを理解しながら、学年はじめの学習を必要としているという内実を示した(沢田 b, 1987;沢田、1988)。

このように、戦後の体育授業が戦前とは異なる目的、目標を掲げて実施されているという認識のもとにありながら、戦前を起点とする「集団行動」がなぜいまもなお残されているのか、また体育授業において「集団行動」を指導することが妥当でないとの見解がありながら、『手びき』発行から現在まで何らその内容と性格を変えることなく、体育授業において指導の対象とされているのかについて改めて問い直す必要があるように考えられる。

Ⅱ 本研究の目的とその視座

集団行動についてはこれまでに検討した論説などを中心に、さまざまな機会に論じられてきた。しかし、これらの研究や叙述は、主として歴史的経緯を踏まえた教練や秩序運動と集団行動との関連性および連続性、指導要領や手引き^{注1)}にみられるような体育科における集団行動の制度的な位置づけに焦点が当てられてきた。本稿を展開する上でも上述の視点は不可欠であると考えられるが、本研究では戦後の体育関係者らが「集団行動」が導入される時期において

228 田端

いかなる議論を展開したのかについて明らかにすることを目的とする。これらを検討することによって、歴史的経緯や制度的位置づけを追究することでは十分に浮かび上がってこない保健体育教員あるいは学校教員の暗黙のうちに存在する体育授業における「集団行動」指導に対する意識や姿勢が見出されるものと考えられる。

そこでまず、指導要領の体育および保健体育編における集団行動の位置づけと手引きについて検討し、指導要領と手引きとの関係性について述べる。次に『学校体育』『新体育』『体育科教育』などの雑誌ならびに教育関係雑誌に掲載された集団行動関連の論説や記事を用いて、集団行動という用語について検討するとともに、昭和 31 年の新たな手引きの役割について触れる。最後に集団行動に関する議論の内容を明らかにし、これをうけて体育授業における「集団行動」についてまとめる。高田(1969)、野沢(1965)、古屋(1962)らも集団行動について述べてきたが、これらはいずれも 1960 年代に発行されたものであること、意義と指導法について示したものであることから本論のなかに位置づけることとした。なお、雑誌に所収の論説の引用については本文中に頁数は記さず、著者および発行年のみ記載する方法をとった。

Ⅲ 学習指導要領における位置づけとその変遷

1 学習指導要領における位置づけ

戦後日本は、アメリカ進駐軍の影響を受けながら新教育の歩みをはじめた。文部省は昭和20年8月から11月にかけて軍事教練を廃止し、同年11月から同21年にかけて戦時色払拭のための通牒を発した(前川、1973、pp.33·35)。5月にも「教練的な取り扱い方の廃止」のなかで「秩序運動」と「行進」は注意を要すべき内容とされた(伊ヶ崎、1975、p.108)。同21年の「発体81号」の「秩序運動、行進、徒手体操の実施に関する件」の通牒は、同22年の学校体育指導要綱が発行されるまでの過渡的措置で(井上、1955)、教練、秩序運動、行進の指導に大きな影響を与えたが、秩序運動と行進については反復練習や股上げ行進を避け、秩序運動および行進それ自体の訓練を目的としなければ取り扱うことが認められたのである(井上、1970、p.142)。このような曖昧な通達が、戦後の体育授業における「集団行動」にさまざまな問題を生じさせることとなった。

「集団行動」の初出は同 28 年の小学校指導要領体育編(試案)であった。これまでにも指摘されているように各学年の「学習内容」に「集団としての行動」や「集団行動」が含まれている。「学習内容」には具体的な様式は示されていないが、次章の「指導と管理」いわば指導上の取り扱いのような箇所において「集合」「準備態勢と解禁」「整とんのしかた」「列の増減」「方向変換」があげられている。このように「学習内容」は明確にせず、指導上の取り扱いで様式のみを明記する方法は同 33 年の指導要領に継承される。そして、同 43 年の改訂において小学校と中学校の「体操」領域のひとつとして具体的な行動様式があげられることとなり戦後、初めて運動の「内容」となった。同 33 年以降、指導要領は法的拘束力をもつ「大綱的基準」となっていることから、同 43 年の改訂により「集団行動」がそこに位置づいたと解釈できる。平成元年の改訂では昭和 52 年の技能の「内容」から態度の「内容」へ変更されるが、その後も「内容」としての位置づけは変わることなく、平成 10 年の改訂によって「指導計画の作成」や「内容の取扱い」に移行され、「各運動領域で取り扱う」などとして運動の「内容」からはずされることとなる。ここで特筆すべきことは次の三点である。まず、小学校、中学校が「集団

行動」を運動の「内容」に導入したにもかかわらず、高等学校では「内容」にせず、あくまで「内容の取扱い」「指導計画作成および指導上の留意事項」として運動領域と関連して指導するという立場を崩していないことである。「高校においては指導した内容を習熟させる段階である」という理由から「内容」に示されなかった(島,1976)。次に、昭和43年の小学校における学習指導書において「学年、学期のはじめにまとめて指導し、各運動領域において適宜指導する」と位置づけられた点である。「まとめて指導」するということは学年はじめの単元計画的な扱いでもって指導するということにほかならない。さらに、指導要領における「集合」や「列の増減」などの行動様式は戦後ほぼ変化をしておらず、指導要領および解説は行動様式を記載したまでにとどまり、具体的な指導法が示されることはなかったのである。

以上のように、「集団行動」は同 28 年を初出として、小学校や中学校の指導要領の体育編においては「内容」に取り込まれたり、除外されたりしながら「集合」「列の増減」などの行動様式を規定し、「内容の取扱い」など体育授業の一部に位置づけられてきたのである。

2 「集団行動」の手引き(昭和40年から現在)

以上のように指導要領における「集団行動」の位置づけをみてきたが、指導要領の抽象的な 記述や文部省による曖昧な位置づけは、「集団行動」を指導する体育教師たちに指導法という点 において困難を与えた。このような課題に応えるために愛知県などのように独自の手引きを作 成してその内容や指導法を示した例も存在した。こうした各地の動向が文部省に『手びき』を 作成させることになる。この『手びき』は、タイトルに「体育科における」を付して体育関係 者が作成し、その前年に出された草案に、各都道府県の教育委員会と国立大学の教員養成系学 部関係者の検討を加えたものであった(井上, 1965; 正木, 1965)。『手びき』の発行時期は、多 くの論説によっても指摘されてきたように昭和39年の東京オリンピックの翌年のことであり、 小学校、中学校の指導要領において運動の「内容」へと変更される同 43 年の直前のことであ った。「まえがき」には全国的な統一様式の作成を望む当時の教師たちの要求を反映させたと解 釈されるような記述がある。第1章では能率,安全,秩序といった点から「集団行動」の必要 |性の説明が、続いて第2章には「姿勢」「方向変換」、「縦隊」「横隊」などの「集合、せいとん、 番号、解散」、「列の増減」「開列」「行進」「礼」といった具体的な行動様式と指導法が記載され ている。最後に「参考資料」として体育授業の「学習隊形」などが記されている。これは行動 様式のような個人の動作を定めたものではなく、学習集団としての隊形のとり方や集団の合理 的な動き方を示したものであった。たとえばグループ学習の際の友だちの演技をみる位置、試 技や順番の待ち方や並び方、見学者の見学する際の位置などである。このように、『手びき』は 行動様式のみを集団行動と位置づけたわけではないが、行動様式に割いている頁数から、また 「学習隊形」などをあくまで「参考資料」としたことから、体育科における集団行動の主な内 容を行動様式と定めたと言っても過言でない。昭和62年ならびに平成5年の手引きにも同様 のスタイルがみられる。

そして『手引』は、「教育課程の基準としての学習指導要領が再度にわたって改正され、また、学校からも集団行動の指導を効果的に推進するため、新しい『手引』を作成して欲しいという要望」によって発行されるのである。これは主として同 42 年の技能の「内容」から同 52 年の態度の「内容」への「改正」に基づく要望とみられる。当時、剣道、柔道、相撲、水泳なども「学校体育実技指導資料」を作成していたようであるが、「集団行動」のそれは発行部数の点か

らみて人気が高かった(浦井,1988)という記述から、「集団行動」に一定の期待がかけられていたことを窺い知ることができる。『手引』は武田も述べているように、内容にほとんど変化がみられないが、『手びき』の行動様式を若干複雑にしたものとなっている。このとき新たに加えられた「学年配当」は、昭和 43 年以降の指導要領において各学年で学ぶべき「内容」とされたことによって追加されたものとみられる。そして、『手引』が発行されたときと同様の理由によって、『手引(改訂版)』が発行された。内容はほぼ同 62 年のものと同一で、平成元年以降の指導要領の動向を踏まえて「学年配当」の項は削除されたと考えられる。これが現在のものである。

このように、手引きは指導要領の改訂にともなって新たな手引きとして発行されてきたが、これは指導要領における位置づけの変更という形式的なものにとどまるものであった。指導法と行動様式という点においては「集合」「列の増減」などといった指導要領の「集団行動」を補完し、体育授業における「集団行動」とは行動様式であるという位置づけを示し続けてきたのである。

IV 雑誌論説にみる集団行動をめぐる体育関係者の論議ならびに議論

1 『手びき』の背景と布石としての「集団行動の手びき」(昭和31年、『学校体育』別冊)

前章において述べてきたように、『手びき』は同 43 年の改訂に先駆けて発行された。これまでの集団行動に関する研究や論説では、同 39 年の草案や翌年以降の手引きの内容やそれと指導要領の関連、役割などに着目されてきた。しかし、これらの論説などを丹念に収集し検討した結果、同 31 年に「集団行動のてびき」(以下「てびき」とする)が出されていたことが新たに明らかになった $^{\pm2}$)。そこで、これが戦後における体育科の変遷のなかにいかに位置づけられるのかについて検討したい。

「てびき」は集団行動の必要性、各学校における指導事例の紹介、そして参考資料で構成されている。まず、同 28 年の指導要領の改訂に文部省初等中等教育局文部事務官として関わっていた井上によって「集団行動の取扱いについて~新らしい集団行動様式の必要性~」(日本体育社,1956,pp.1-2)が述べられている。

井上は「集団行動」の指導について、「体育科のみの問題ではなく、学校教育全体の立場から 考慮されて取扱われる必要がある」と考え、また「集団行動の様式を全国一様に決める」こと について議論や問題が生じることについて把握していた。しかし、体育授業は「集団としての 学習を進める機会が極めて多いこと」から、当該時代に即した「新らしい集団行動の様式を生 み出すことが必要なことはいうまでもない」とした。ここからは「集団行動」に対する現状を 把握しながらも体育科の教科的な特性から集団行動が必要であると考えていたように推察され る。そして、これが示すところは、戦前の体育授業において能率を高めるために用いられてい た秩序運動を戦後の「社会的な変化や教育一目標に応じて」改変することであった。これは「集 団行動の意味する実質的な内容は以前からあったことは周知の通りであり、その内容を表現す る用語として、『秩序運動』が用いられていた」という一文にもあるように、体育授業の能率と 秩序を「集団行動」に求め、「集団行動」が戦前の秩序運動と関連していることを示したのであ る。

さらに、小学校、中学校における指導計画や行動様式の紹介からは次のような点が読み取れ

る。指導内容には、「姿勢」「集合」「方向変換」「行進」「列の増減」「開列」などが含まれている。『手びき』ほど具体的な指導法は記載していないが、その項目内容はほぼ一致しているのである。そして、巻末に掲載した参考資料として「自衛隊」の集団行動の様式が抜粋されており、ここに行動様式の指導に関して学校教育以外に依存しようとした一面がみられる。

「集団行動」の「必要性」について言及した井上は、「集団行動」初出となった昭和 28 年の指導要領改訂に関わった人物で、かつ『手びき』発行に際して「審議に参加し編集にあたった」人物の一人であった。つまり、「集団行動」の動向について井上を中心にみた場合、同 31 年の「てびき」は雑誌の別冊ではありながら文部省と無縁のものではなかったとみられる。これまで行動様式の統一に向けた動向は、『手びき』草案の作成や社会的な反響を最小限におさえたとされる発行時期、すなわち昭和 40 年に焦点化されてきたが、井上が記した「必要性」と「てびき」の名称、内容から考えて、「集団行動」の統一に向けた動きは、指導要領初出の同 28 年の直後にすでに始まっていたと考えられる。さらに着目すべきは、明らかに秩序運動と「集団行動」との関連性が自覚されながら「てびき」の発行がなされたことにある。のちに出される『手びき』には秩序運動との関連性を示す記述はみられない。「てびき」から『手引(改訂版)』までの一連の過程を踏まえれば、「てびき」から『手びき』へのこの変化は、後世の体育関係者に「集団行動」が戦前の秩序運動に端を発しているという歴史意識を希薄にさせ、「集団行動」が体育授業における既存の内容であるという自然な解釈と印象を与える役割を持ったとは考えられないだろうか。

2 用語「集団行動」をめぐる体育関係者の認識

次に「集団行動」という用語は体育関係者によってどのように認識されていたのだろうか。 先に述べたように指導要領と手引きが体育授業における集団行動を行動様式と位置づけていた ことを念頭に置くならば、行動様式をもって集団行動と理解する体育関係者がいたことは当然 であろう。ここではこれら以外の認識について検討したい。

『手びき』の発行を前に、竹之下は「集団行動ということば自体、あるいはこのことばをめぐって共通理解を妨げる問題点がある」(竹之下,1960)と指摘し、栗本は「内容的には極めて多岐に亘る曖昧な言葉」(栗本,1960)と「集団行動」という用語の問題を指摘していた。こうした指摘は『手びき』発行後もなされ、竹之下は「集団行動とは、必ずしもリーダーの指示による成員の集合的、斉一的行動を意味するものでない」が「体育においては斉一的な行動と解釈されている傾向」にあると説明した。このように、用語の検討がなされぬまま「集団行動」という語が指導要領に明記され、『手びき』が出されることによって行動様式のみが議論の対象となったことから、竹之下は用語そのものの再検討の必要性を指摘した(竹之下,1968)。鶴岡もまた「集団行動」という名称自体が適切でないと認識してはいたものの、それに代わる名称を考え出すことができなかったと述べている(鶴岡,1964)。

こういった主張は次のような集団行動の学問的解釈によるものである。佐藤は「集団」には「内容に共鳴する素地が成員に用意されていなければならない」(佐藤,1960)と述べ、社会心理学における「集団」を引用した竹之下も、集団行動とは集団内の成員による行動によって成立されるもの、すなわち、上からの植え付けではなく個々の意識に任せられるのが本来の集団行動であるという(竹之下,1960)。前川は、体育では行動様式という限られた行動をさしているというが、グループ学習も集団行動に含まれるとしている(前川,1960)。さらに『手びき』

の「参考資料」に位置づいていたような集団での行動を集団行動と考えている体育関係者も存在していた。高田や古屋がその代表的な例で、行動様式を集団行動と解釈しつつも、先に述べたような各種運動の際の順番待ちの隊形、合理的な並び方、他人の試技や運動を見る際の適切な場所、見学者の座る位置など、それらすべてを含めて集団行動と理解している(古屋、1962;石上、1964;高田、1969)。

このように集団行動は、広くは集団を形成する成員に依存される行動であり、時には行動様 式以外の学習隊形を含むこともあったが、「集団行動」の前身を秩序運動としていたことからも 明らかなように、一般的には画一的な行動様式をさしていたのである。

Ⅴ 集団行動導入に関する議論

体育授業における「集団行動」は、指導要領、手引きに記載されてきた。これらは体育授業における「集団行動」を集団行動=行動様式として理解させた。このような時勢のなかで「集団行動」に関するさまざまな議論が体育関係者によって展開されることとなる。そこで各専門雑誌の論説や記事を中心に、集団行動議論の内容と論点について論じることとする。

1 戦後保健体育科への集団行動導入の背景

戦後、体育授業における教練は禁止され、一方で秩序運動は「軍事的色彩」を除き、「反復練習」をともなわない指導であれば取り扱うことが許されていた。進駐軍は、秩序運動の指導を教練の指導と誤解し、それによって教師たちが各地で注意を受ける事態が発生した。指摘を受けた場合は文部省体育局長に報告することが求められていた(野沢、1965)。このような進駐軍による一斉的、形式的指導に対する厳しい態度は体育授業における秩序運動の指導を「消極的」にさせることとなる。当時の体育関係者は体育の戦争への利用と、それを許した行為について反省をしてはいた。しかし、体育について批判的にみる姿勢は育成されていなかった(前川、1973、pp.37)。よって体育教師は新たな指導の形態を生み出すことができぬ上、戦前までの指導の関係性を示す「命令=服従」という授業秩序の崩壊が進み、「混乱におちいっていた」のである(井上、1965)。

具体的には、教師は号令や整列をすることを避け、生徒は自由隊形で集まり、各人自分勝手な動作で準備運動を行い、無秩序な主運動がなされ、時間がくれば終わるというものであった(小川、1959)。また、戦後の指導要領が集団行動を除外したため、生徒の歩き方や姿勢、態度が悪いとされた。国民体育大会の入場行進にいたっては「高校生の行進はその態度といい、行進の技術といい、いつもわれわれに失望と不快を与える」(浅井、1956)など、教師によって「集団行動の訓練」を受けていない子どもたちに対する「失望」「不快」が露呈された。ここに戦後の民主的な体育に対する批判が加わり(鈴木、1964)、さらに学校で起こった多くの集団的な事故(井上、1964、井上、1955、野沢、1955)が拍車をかけた。秩序の崩壊と生徒たちの実態は、文部省の関係者や体育指導者に対して反省を要求し(遠藤、1964)、松井は「集団行動」導入に反対の立場から「『現在の学校体育はだらしない、体育がしつかりおこなわれないから学校事故が頻々と起る」という「父兄や識者」の声をあげ当時の状況を示した(松井、1960)。こういった声は保護者らにとどまるものでなく、他教科の教師からも「体育では一体何を教えているのだ」という批判が聞かれたという(松木、1958)。

このように、体育授業の内容、子どもの実態、集団的な事故などといった要因から「集団行動」の欠如は体育教師の指導不足と力量のなさにあると、体育教師への「社会的な圧力」は高まったのである。こうして「集団行動」は体育科で指導すべき内容であると強調されるに至り、「社会的な圧力」は「秩序運動そのものは体育の指導において必要なもの」(井上,1965)という理解をより一層のものとした。当時の高校生の登校時の態度、学校開放時のごみの放置といった社会的マナーの欠如、生徒の避難訓練の様子に集団行動の必要性を感じていた(重田,1976)という重田はその一例である。また、「集団行動」の必要性は中学校や高等学校の指導者からの要望が大きく(栗本,1960)、「『集団行動研究』のため、陸上自衛隊内で高校体育教師が合宿して、各個教練や部隊教練の指導を受け」たことも報告されている(不明,1958)。

このように、戦後の新教育による反発や体育教師に向けられた批判が、秩序運動の「集団行動」としての「復活」の根拠となり、新たな指導法を生み出すというよりも従来の指導内容に回帰することに力点が置かれたのである。しかしながら、さまざまな論説を用いて当時の体育関係者の主張をまとめた鈴木は、「集団行動」の導入について批判的な立場ではあったが、「復活」を望んでいた側、それに批判する側などのさまざまな意見があったと述べている(鈴木、1964)。

2 体育授業に「集団行動」を必要とする論理とその理由

「集団行動」に対する主張や意見は多様であったが、最終的に主として必要、不要が論点となる。本項では必要とする関係者たちの論理とその理由に着目する。取り扱う論説は行動様式を集団行動と解釈しているもののみとする。教師たちの論理は次のようなものである。

まず、「集団行動」の指導目標は習得した行動様式の成果を集団組織のなかで生かすこと(飯田、1962)にあり、「集団行動」は事故防止に資するもので、体育授業以外に教科外の運動会、避難訓練、校外学習などに生かされ、手引きにもあるように「能率」的で「安全」で「秩序」ある学校生活を送ることに意義があるという(坂井田、1957; 重田、1976)。集団の「美的迫力」を表現するためにも必要であるという(松井、1972)。そして、体育授業は学校教育のなかで最も集団行動を指導する場面が多い(福島、1977; 石上、1965; 松井、1972; 坂井田、1965)という教科的な特性を理由に、「集団行動」は他教科よりもまず体育で取り扱い、その成果を学校生活全体に発展させることが重要(青木、1965; 石津、1957; 座談会、1964)と理解されていた。

体育授業において「集団行動」を必要とする意見の多くは、戦前との秩序運動や教練との関連を認めらながらも(安楽, 1954; 石津, 1957; 笠井, 1965; 島, 1976; 梅本, 1986; 渡辺, 1963), 威圧的な態度、形式主義に陥らなければ軍国主義を意味しないという理由で行動様式を用い、集団行動の指導を支持したのである。

「集団行動」を必要としていた論説には、昭和 21 年の通牒が出てからもそれ以前とかわりなく秩序運動を行って進駐軍からほめられたこともあり、また旅行先での集団行動を評価されたこともあり、「秩序運動の『ヨサ』」に対する学習の成果があったと自己評価している」(安楽、1954)ものもあった。大沢は、「『集まりなさい』といったり、『集まろう』といったところで、その集まり方や、速さには問題が残る」と指摘して自身の集団行動の実践を紹介し、これらを通して「全国的同一基準、同一精神で実施にあたり、日本人の幸福」につなげる必要があると考え(大沢、1965)、「集団行動」を体育授業に導入し、全国的に統一することを望んでいたと読み取れる。また、集団行動による形式とパフォーマンスの美しさに着目している学校では全

校発表会を実施して他校や他県からの見学者を歓迎し、それを当該学校の大きな教育成果として披露していたのである(石井、1988)。

『手びき』は「リーダーの指示に従って行動させる」ことを指導の観点とした。これは行動様式を「班別の学習」「相互学習」において学ばせ、学習過程で多くの子どもに「リーダーの経験」をさせることによって「協力的な態度」を育成することを意味する(小沼,1965)。「リーダー」「協力」という用語によって民主的な実施を思わせてはいるが、「集団行動」を「服従」(座談会,1964)の精神を育成しようとしたことにその内実をみることができる。

このような論理のもと、「入学後」に「1学期を通して」(大沢、1965)扱ったり、新入生に対しては「第1学期のはじめに」(石上、1965)指導したりするなどして、入学後かつ学期はじめの指導が提案されるようになる。新入生を対象とした4月実施の入校訓練にあわせて、体育授業においても「矯正体育的なものに重点を置いた」集団行動の行動様式を「口やかましく指導」したのである(飯田、1962)。小学校の指導要領において学年学期のはじめに適宜指導することが明記されるのが同43年であったことを考えれば、指導要領よりもこれらの実践が先行していたと推察され、先駆的指導例として取りあげられていたことがわかる。

このように、「集団行動」を必要とする体育教師の一部は、「集団行動」における行動様式と 秩序運動には関わりがあることを認めながらも、その目的と指導法において戦前のそれとは異 なるものと位置づけ、能率、安全、秩序の点から「集団行動」は体育授業にとって必要である と理解していた。そして、教科的な特性から体育授業において「集団行動」を取り扱うべきと 考えていた。

いずれにしても,必要とする論理には,集団行動=行動様式の枠を脱却することができなかったこと,教科の特性に着目し指導の能率にとらわれてしまったことによる問題点が潜んでいた。

3 体育授業に「集団行動」を必要としない強い批判とそれを危惧する声

上述のような必要性と要望に応えるように「集団行動」は、戦後の体育授業のなかに導入されていくが、それを必要としないと主張する体育関係者も存在していた。これらのうち、「集団行動」を戦前の秩序運動や教練との関連で説明し、「集団行動」の体育への導入経過を明らかにして強い批判を展開したのが丹下保夫であった。そこでまず、丹下の論説の内容を検討し、次に必要としない他の体育関係者の論説を検討することとする。

丹下は、『手びき』やそれにさきがけて検討された草案を前に、戦後の体育における「集団行動」導入の背景や経過を述べ、その行動様式の点から「集団行動」の前身は戦前の教練や秩序運動であることを明確に位置づけた。「集団行動」は、「だらしのない体育」への対処や数々の事故によって生じた能率や安全性の問題を建前として、体育授業のための本質的な必要性よりもむしろ、戦後進められてきた民主的な体育そのものを「非難」するという意図が根底にあることを指摘した。そして、「リーダー」を中心に展開する「集団行動」とは、リーダーの「号令の通りに動くためだけの協力と責任」であって、自主性を持った「協力」でないこと、そういう点においては「戦前の規律協同の協同と性質は同じ」であるというように「集団行動」を体育科で取り扱うことによる教育課程への「支配」に疑念を抱いた。『手びき』は「集団規律が守られる」ことをねらい、「集団行動」が秩序運動と同様に体育科における指導法の原理として確立されることを期待しているという。丹下にとって体育授業における集団行動とは、「どう人の

話をきくか、どう話すか、どう計画をたてるか、どう計画を進めるかどうして全員の力を出すか、どう記録をとるか、などという民主的集団活動を能率的に進める技術」であった。そういった理由から『手びき』は民主的な体育を「破壊したり、阻止したり、ブレーキをかける」ものとしての役割を果たすものとなり、体育授業を「促進」する要素はないと強い批判を述べたのである(丹下、1964)。

小田切は体育授業における集団的な行動の必要性を「自認」はするが「画一化」された行動様式は「強制的な身体操作として機能」するものと理解し、それを習得させることによって、「命令(号令)に対する余儀なき服従の精神」が「習慣」化されるとして警鐘を鳴らした。「集団行動」には体育教師の「『上手に見事にやらせたい』という職業意識」や子どもたちの統一的で機敏な行動に対する体育教師の「納得」、「快感」が存在していること、そして主として教練がこれまでの体育において役割を果たしてきたという歴史的実績に対する社会的な期待が込められていることを指摘した(小田切、1988)。

『手びき』が発行される前の草案を検討した正木は、道徳教育の点から「従順な人間」を育成しようとする危険性を指摘し、「明らかに『教練』」だと主張して、『手びき』が指導要領と同じように法的拘束力を持って取り扱われる可能性を危惧していた。そして、その責任を体育教師に向けるというよりもむしろ、当時の教育上の弱点は軍国主義だとか民主主義だとかの考えにとらわれ、戦後の「集団的生活訓練にふさわしい行動様式をつくりあげてきていない」ことにあると述べている(正木、1965)。新たな指導法について言及したものには浅井浅一の論説がある。彼は、「集団力学」の立場から「集団行動と秩序」の問題を「人間関係」の問題として取り扱った。そこで彼は、「高いモラール」の重要性を指摘し、これまでの「集団行動と秩序」は「『しつけ』や訓練の問題」として行動様式に関する議論が重ねられてきたが、直面した集団個々の人間関係の分析という科学的方法でもって集団の秩序が解決されるべきとして、様式に頼らない集団の指導方法の必要性を述べた(浅井、1954)。

栗本は「だらしない」,「遊ばせている」とされる現象によって体育指導者は「無能」と評さ れているが、それは戦後の新教育に対する「過渡期的現象」であると位置づけて(栗本、1957)、 「集団の中の個人を無視した教育は時代逆行の,価値の乏しい教育である」と「集団行動」の 導入に難色を示した。その上でアメリカにおいてはそのような例がみられないことも指摘した (栗本,1960)。同様に、外国の事例について触れたのが菊池である。ヨーロッパでは「各人が 思い思いの姿勢で聞いていることが多い」「寝そべって聞いている者すらある」が、それは「日 本的に見れば、まったくだらしのない行儀の悪い授業風景である」とした。ここで菊池が主張 したかったこととは、聞き方としての姿勢の問題ではなく、教師が姿勢や整列にとらわれるこ とによって本来指導すべき内容に対して「本末転倒」となっていないか、そして形にとらわれ てしまって「本質」を見失っていないかという、行動様式の徹底的な指導による体育授業に対 する危惧であった(菊池, 1986)。海後もまた,軍事訓練を目的として教育を行っているところ を除外すれば、「集団行動」の指導が「多くの国々の体育の時間にこうした方法がとられている のでない」として、わが国の体育授業で「集団行動」の指導が要求されたことについて、それ を「わが国の学校における特殊な実践」とした。体育あるいは教育に行動様式が導入される理 由について、「形式を定めてそれで訓練するという日本における教育方法観がある限り」行動様 式を定めるといった発想が生じることは認めなくてはならないとしつつも、それによって教育 自体がよい方向へ向かうとは考えられないと言及している。彼は教育学者であったため、「集団 236 田 端

行動」の指導について体育に限定した見方をしてはいないが、各国において体育授業で取り扱うことが一般的ではないことを示した(海後,1965)。体育授業において指導すべきか否かについて前川は、「集団行動」に対する意見が指導者によって異なるとはしているが、戦前の体育授業で取り扱っていたことを理由に体育科が「集団行動」に対するすべての責任を負うと考えることを問題視し、心身の発達、技能の習得、社会的な態度の育成といった「『体育』の本質論」に照らして考えるならば、指導に能率と安全性は認められなくてはならないが、全国的な統一的実施を図る必要はなく、特別に時間を確保して教えなければならないほどのものでないと体育で「集団行動」を取り扱うことについて否定的にとらえていた(前川,1960)。

このように秩序運動や教練が戦前の体育において果たした歴史的役割,集団の中の個人を埋没させてきたという歴史的反省,美意識や姿勢にこだわる日本的な教育方法の点から批判的な見解が展開された。これらは、「集団行動」による行動様式を単に戦前の秩序運動や教練と結びつけて論じただけでなく、体育授業の「本質」を問い、果たしてそこに「集団行動」が必要かどうかという問いを投げかけたのである。

Ⅵ まとめにかえて

「集団行動」の導入には、戦後の進駐軍の指導とそれによる文部省の方針、それにしたがって教育を施す教師たちの混乱や児童生徒たちのモラルのなさが大きく関わっていた。戦前の教育の影響とそれによる戦後の衝撃が大きかったために、当時の体育教師たちは「科学的な方法」や新しい指導法を見出すことができず、戦前の秩序運動や教練をモデルとする「集団行動」の指導を導入することを望んでいた。「集団行動」は、学習の能率、安全、秩序の点で有効な指導法であり、民主的な教育への転換によって生じた体育教師の「遠慮」と「自信喪失」を克服するものでもあると理解され、体育授業はその指導を通して学校教育に貢献すべきという論理に支えられていた。これらに対して、「体育では何を教えるのか」(鈴木、1965)など体育授業の本質を問うたものや歴史的な反省を踏まえた批判もあった。なかには教師の快感や美意識を指摘し「科学的な方法」を求めるものもあった。平成の時代が訪れるとこのような議論はほとんどなされなくなった。指導法の発展もその一因と考えられるが、それでもなお集団行動という用語の「再検討」もなされぬまま『手引(改訂版)』は継承され、訓練としての「集団行動」が体育授業に現存しているのである。

改めて現行の指導要領や解説を確認すると、「集合」「列の増減」などが「取扱い」等の一部にあげられている。これまでと同様、どこかに集団行動=行動様式とする構図が示されているように考えられる。これまで指導要領は抽象的な内容を示し、手引きは指導要領を補完するように指導法をつづってきた。これは現代においても同様で、教師が体育授業で「集合」「列の増減」などを指導しようとする場合、その行き先は『手引(改訂版)』となる。すなわち、指導要領の改訂によって「集団行動」の位置づけは変動してきたが、手引きの内容そのものに大きな変化はみられず、指導要領から手引きへという指導の構造は変わらぬままといえるのではなかろうか。しかし、今日、教材や指導法に関する研究は蓄積され、体育科教育における集団の指導法も集団行動=行動様式という一辺倒なあり方を脱却しつつあるともみられる。高田は、1969年に『小学校における集団行動の教え方』を記し、集団行動を幅広くとらえつつも行動様式指導の必要性を語ってきたが、70年代後半に自身の体育授業を振り返り、学習内容につなが

らない授業の導入を「ダメな導入」、すなわち「集団行動」を、「大正期」から続けられている 授業内容になんら関係のない無意味な導入として省察している(高田,1979)。そして、現在の 体育授業は、まさに戦後の科学的な教育・研究の成果を踏まえた「指導と評価の一体化」^{注3)} の域に到達している。我々がそうした「指導と評価の一体化」をめざした体育授業を展開させ ようとするならば、それ以外の内容に費やす余裕は毛頭ない、はずである。

注

- 1)『手びき』『手引』『手引(改訂版)』そして「てびき」の総称とこれら以外の一般的な手引きを示す場合に「手引き」という表記を用いた。
- 2) 野沢は昭和 30 年の『体育科教育』に「集団行動の形式例」とそれらの具体的な行動の仕方を記載している(野沢,1955)が、同31年のてびきなどと比較すると内容が豊富ではない。
- 3)「指導と評価の一体化」とは、児童生徒の学習の到達状況を目標に照らして評価し、その結果を踏まえて、目標を児童生徒が達成できるように指導を工夫改善することを意味している。平成11年、翌12年の中央教育審議会答申および教育課程審議会答申をうけて、「指導と評価の一体化」に向けた授業実施と改善が図られるようになった(国立教育政策研究所、2002)。以降、指導要領の改訂にあわせて、新たな『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料』(国立教育政策研究所、2011)などが発行され、その実施が進められている。

文 献

【集団行動に関する手引き】

日本体育社(1956)集団行動の手びき、学校体育4月号別冊付録:1-40.

文部省(1965)集団行動指導の手びき、学研書籍株式会社:東京.

文部省(1987)学校体育実技指導資料第5集 体育(保健体育)科における集団行動指導の手引. ぎょうせい:東京.

文部省(1993)学校体育実技指導資料第5集 体育(保健体育)における集団行動指導の手引(改 訂版),東洋館出版社:東京、

【集団行動に関する論説と単行本】

安楽末夫 (1954) 本校に於ける秩序運動の実際について. 学校体育,(6): 54-56.

浅井浅一(1954)集団行動と秩序. 学校体育,(6):8-15.

浅井正一(1956)体育に於ける集団行動について. 学校体育,(4):8-12.

遠藤信三(1964)集団行動の手引書について、体育科教育、12(10): pp.12-13.

福島良久(1977)集団行動をめぐって その① 学校体育,30(1):56-59.

不明(1958)集団行動の問題.体育の科学,8(4):171.

古屋三郎(1962)図説 集団行動と安全教育.新思潮社:東京.

伊ヶ崎暁生ほか編(1975)戦後教育の原典① 新教育指針. 現代史出版会:東京.

飯田文男(1962) 本校に於ける集団行動の指導, 学校体育, 15(12): 155-158.

井上一男 (1955) 集団行動のあり方. 体育科教育, 3(11): 52-55.

井上一男(1965)集団行動の指導について一歴史的流れから一. 新体育, 35(9): 24-31, 67.

井上一男(1970)学校体育制度史 增補版. 大修館書店:東京.

石上秀雄(1964)体育科における集団行動とその指導、学校体育、17(8): 132-136、

石上秀雄(1965)集団行動の指導 姿勢・方向変換. 新体育, 35(9): 39-46.

238 田 端

石井俊策 (1988) 集団行動の学年別実践例, 学校体育, 41(3): 64-69.

石津誠(1957) 学習領域としての集団行動, 学校体育(8):34-39.

海後宗臣(1965)集団行動指導についての論究. 新体育, 35(9): 13-18.

菊池昭一郎(1986)諸外国における集団行動. 学校体育, 39(1): 64-67.

岸本肇(2012) 東日本大震災を教訓とする体育の防災教育論. 共栄大学研究論集, 10: 205-218.

小沼良輔(1965)集団行動指導上の留意事項(1)一体育(保健体育)科で指導する際の留意事項 一. 新体育、35(9): 68-75.

栗本義彦(1957)集団行動についての考え方. 新体育, 27(11): 12-16.

栗本義彦 (1960) 集団行動の原理. 新体育, 30(8): 10-16.

前川峯雄(1960)体育科と集団行動.新体育,30(8):23-27.

前川峯雄編(1973)戦後学校体育の研究. 不味堂出版:東京.

正木健雄(1965)集団行動指導の手びき. 教育, 15(4): 86-90.

松井久男(1972)集団行動指導の要点と教師の態度. 学校体育, 25(6): 130-134.

松木正忠(1958)夏の行事と集団行動. 学校体育,11(8):110-113.

野沢要助(1955)集団行動の様式について、体育科教育、3(11):56-62.

野沢要助編(1965)集団行動の指導.東洋館出版社:東京.

小田切毅一(1988)集団行動をめぐる問題. 学校体育,41(3):28-33.

小川行夫(1959)集団行動の指導. 学校体育, 12(9): 52-54.

岡崎勝(1987)身体教育の神話と構造、れんが書房新社:東京、

大沢清男(1965)わが校における集団行動の実際. 新体育, 35(9): 85-90.

坂井田逸治(1957)集団行動の指導. 新体育, 27(3): 18-22.

佐藤正(1960)集団の心理.新体育,30(8):34-37.

沢田和明(1987a) 教科体育における集団行動の学習に関する基礎的研究. 滋賀大学教育研究所紀要, 21: 51-61.

沢田和明(1987b) 教科体育における集団行動の学習指導に関する基礎的研究—構造期の混乱と解釈論の融合をめざして—. 文部省科学研究費補助金研究成果報告書研究種目一般研究(C).

沢田和明・豊田一成・三浦幹夫・村山勤治(1988)教科体育における集団行動の学習に関する基礎的研究―教員養成系大学教員と小中高教員の調査から―. 日本体育学会大会号, p.819.

重田一(1976)集団行動の教育的意義. 学校体育, 29(12): 16-21.

島喜八 (1976) 指導要領における集団行動の取扱い. 学校体育, 29(12): 42-47.

鈴木善雄(1964)集団行動. 体育科教育, 12(10): 15-18.

高田典衛編(1969) 小学校における集団行動の教え方. 明治図書出版株式会社:東京.

高田典衛(1979)体育授業の改造. 杏林書院:東京.

高橋健夫ほか編(2012)新版 体育科教育学入門. 大修館書店:東京.

武田正司(2009)小学校体育における集団行動指導の検討―大正2年学校教練との比較を中心にして―. 比較文化研究年報,19:1-12.

竹之下休蔵(1960)集団行動について. 新体育,30(8):28-33.

竹之下休蔵(1968)現代社会と集団行動.体育の科学,18(10):586-588.

丹下保夫(1964)集団行動指導の手びき批判. 現代教育科学 臨時増刊 83:96-112.

東京都八王子市立弐分方小学校編(2014)教育技術 MOOK みんなでできる!心がまとまる!集団 行動の指導法一集団で子どもを鍛えて感動を呼ぶ!一.小学館:東京.

立木正(1997)体育嫌いを生み出す原因に関する研究—東京学芸大学学生の意識調査から—.東京学芸大学紀要第5部門,芸術・健康・スポーツ科学,49:191-201.

鶴岡英吉(1964)集団行動について、体育科教育,12(10):2-4.

梅本二郎(1986)体育(保健体育)科における集団行動の指導のあり方.学校体育, 39(3): 70-73.

浦井孝夫(1988)新「集団行動指導の手引」で変わった点とその理由. 学校体育, 41(3): 34-39.

山本芳幹(1983)集団行動訓練の恐怖、影山健ほか編、草の根教育運動のために一愛知の教育現場

からの報告一. 国土社:東京, pp.103-116.

- 山本徳郎(2013)スポーツにおける暴力とは何か、森川貞夫編、日本のスポーツ界は暴力を克服できるか、かもがわ出版:京都、pp.18-32.
- 渡辺福太郎(1963)集団行動と安全指導,学校体育、16(5):29-33.
- 座談会(1964)集団行動指導をどう展開するか—『集団行動指導の手びき草案』をめぐって—.総合教育技術、19(10):24-34.

【学習指導要領および評価関係資料】

- 国立教育政策研究所(2002)評価規準の作成,評価方法の工夫改善に関する参考資料(小学校). http://www.nier.go.jp/kaihatsu/houkoku/index_e.htm, (参照日 2015 年 6 月 18 日).
- 国立教育政策研究所(2011)評価規準の作成,評価方法等の工夫改善のための参考資料(小学校体育). http://www.nier.go.jp/kaihatsu/hyouka/shou/09_sho_taiiku.pdf?time=1434595961816, (参照日 2015 年 6 月 18 日).
- 文部省(1953)小学校学習指導要領体育科編(試案)改訂版(昭和28年).
 - https://www.nier.go.jp/guideline/s28ep/index.htm, (参照日 2014 年 11 月 10 日).
- 文部省(1960)小学校体育指導書(昭和 35 年).中村紀久二監修(1991)文部省 学習指導書第 21 巻体育(保健体育)編(1).大日本図書株式会社:東京.
- 文部省(1969)小学校指導書 体育編(昭和 44 年).中村紀久二監修(1991)文部省 学習指導書 第21 巻体育(保健体育)編(1).東洋館出版社:東京.
- 文部省(1960)中学校保健体育指導書(再版)(昭和35年).中村紀久二監修(1991)文部省 学習指導書第22巻,体育(保健体育)編(2).開隆堂出版株式会社:東京.
- 文部省(1970)中学校指導書 保健体育編(昭和 45 年).中村紀久二監修(1991)文部省 学習 指導書第22巻,体育(保健体育)編(2).東山書房:京都.
- 文部省(1962)高等学校学習指導要領解説 保健体育編(昭和37年).開隆堂出版株式会社:東京.
- 文部省(1978)小学校指導書 体育編(昭和53年).東山書房:京都.
- 文部省(1978)中学校指導書 保健体育編(昭和53年). 東山書房:京都.
- 文部省 (1979) 高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編 (昭和 54 年). 一橋出版株式会社: 東京.
- 文部省(1989)小学校指導書 体育編(平成元年).東洋館出版社:東京.
- 文部省(1989)中学校指導書保健体育編(平成元年).大日本図書株式会社:東京.
- 文部省(1989)高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編(平成元年). 東山書房:京都.
- 文部省(1999)小学校学習指導要領解説 体育編(平成11年). 東山書房:京都.
- 文部省(1999)中学校学習指導要領解説 保健体育編(平成11年). 東山書房:京都.
- 文部省(1999)高等学校学習指導要領解説 保健体育 体育編(平成11年). 東山書房:京都.
- 文部科学省(2008a)小学校学習指導要領解説 体育編. 東洋館出版社:東京.
- 文部科学省(2008b)中学校学習指導要領解説 保健体育編. 東山書房:京都.
- 文部科学省(2009)高等学校学習指導要領解説 保健体育編. 東山書房:京都.

240 田 端

Examination of the Need and Critique of "Group Action and Behavior" (*Shudan Kodo*) in Physical Education Lessons in Postwar Japan

TABATA, Mayumi

Abstract

The purpose of this study is to clarify in what way "group action and behavior" is needed as a school subject in physical education (PE) lessons in postwar Japan. Additionally, this study looks at the logic of critical debates surrounding the incorporation of "group action and behavior." PE lessons in postwar Japan were democratized under the influence of the United States. As ideas for PE lessons shifted from the prewar to the postwar period, PE teachers experienced great shock, became confused, and were unable to create new PE teaching methods. Furthermore, most of theachers hoped that military drill (kyoren) and order exercises (chitsujo undo) would be revived, as they were the main prewar teaching contents. "Group action and behavior" made the first appearance in the course of study for PE in 1953, and it has had uncertain definition since then. The introduction of "group action and behavior" had frequently been discussed among PE teachers, researchers and other teachers, and PE journals had included opinions about it. Some leaders had criticized "group action and behavior," which had had no relation the essence of PE lessons, indicating it had been a representation of militarism and a typical Japanese education method of pursuing an aesthetic sense. However, the course of study and the instruction manual have showed the incorporation of "group action and behavior" to be a necessity since 1953 because it is considered to be very useful in eliminating wasted time and maintaining order during class and keeping students safe during their exercises. This means that PE teachers might be obsessed not with learning contents but with efficiency in their classes. Nowadays, it is necessary for all teachers to monitor consistency of instruction and evaluation. In conclusion, teachers have to carry out PE classes based not on a nonsensical "group action and behavior" but on learning objectives.

[Key words] Physical education(PE) lessons, Consistency of instruction and evaluation, Order exercises, Military drill